

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、平成6年11月から10年2月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月1日から10年3月1日まで  
② 平成10年3月31日から同年4月1日まで

元同僚から電話があり、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①について、私が所持している給料明細書に記載されている金額と標準報酬月額が相違しているため、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。また、申立期間②についても、厚生年金保険料を控除されていたため、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の平成6年11月から10年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認できる報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成

6年11月から10年2月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の役員等関係者も不明であるため、関連資料や供述を得ることができないが、給料明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、オンライン記録によると、A社は、平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当該期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人から提出された同年3月分の給料明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月24日から同年11月1日までの期間及び同年12月30日から26年3月25日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸における船員保険の資格取得日に係る記録を25年4月24日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日、資格取得日26年3月25日の記録を25年12月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和25年4月24日から同年11月1日までの期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和25年12月30日から26年3月25日までの期間の船員保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月24日から26年3月25日まで

私は、船員手帳を保管しているが、年金事務所の回答では、申立期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間前後は同じ船主と船で船員保険の加入記録があるので、申立期間について、船員保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、A丸に係る雇入年月日は昭和25年4月24日、雇止年月日は同年11月1日と記載されていることから、申立人は当該期間において、同船に乗船し勤務していたことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務したとする同僚が保管する船員手帳においても、A丸に係る雇入年月日は昭和25年3月20日、雇止年月日は同年11月1日と記載されている上、当該同僚のA丸に係る船員保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、A丸の船員保険被保険者名簿において、昭和25年3月20日資格

取得、同年11月1日資格喪失している同僚に聴取したところ、「申立人を知っている。私は申立人と同じ機関員として乗船していたが、機関員が特別に船員保険に加入しないことは無かったと思う。」と供述している。

一方、申立人が所持する船員手帳には、上記乗船記録に加えて、A丸に係る雇入年月日は昭和25年12月30日、雇止年月日は26年10月29日と記載されていることから、申立人は、当該期間においても、同船に乗船し勤務していたことが確認できる。

また、A丸の船員保険被保険者名簿において昭和25年12月18日資格取得、26年5月20日資格喪失している同僚に聴取したところ、「当該期間において、申立人も乗船していた。」と供述している。

さらに、申立期間において、申立人が記憶する乗組員数とA丸の船員保険被保険者名簿の被保険者数がおおむね一致することから、同船においては、ほぼ全ての乗組員が船員保険の被保険者であったと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和25年4月24日から同年11月1日までの期間及び同年12月30日から26年3月25日までの期間について、A丸における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の船員手帳の給料額の記録から、いずれの期間も3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の昭和25年4月24日から同年11月1日までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の連絡先が不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の昭和25年12月30日から26年3月25日までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の連絡先が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 25 年 11 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間については、船員手帳から乗船していたことを確認することができず、船舶所有者は既に他界しており、当該期間における申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、平成18年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日から同年7月1日まで  
平成18年6月30日に退職しているのに、資格喪失日が同年6月30日となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳から、申立人は平成18年6月30日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、申立人が平成18年6月30日に退職したにもかかわらず、資格喪失日を同年7月1日として届出すべきところを誤って同年6月30日として届出したと認めていることから、申立人のA社における資格喪失日は同年7月1日と認められる。

なお、申立人は当該事業所において、平成18年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年6月30日に資格喪失していることから、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料は既に納付されており、同年6月については厚生年金保険の被保険者期間とされている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日から同年7月1日まで

平成18年6月30日に退職しているのに、資格喪失日が同年6月30日となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳から、申立人は平成18年6月30日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における申立人の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が平成18年6月30日に退職したにもかかわらず、資格喪失日を同年7月1日として届出すべきところを誤って同年6月30日として届出したと認めている上、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日から同年7月1日まで

平成18年6月30日に退職しているのに、資格喪失日が同年6月30日となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳から、申立人は平成18年6月30日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における申立人の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が平成18年6月30日に退職したにもかかわらず、資格喪失日を同年7月1日として届出すべきところを誤って同年6月30日として届出したと認めている上、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日から同年7月1日まで  
平成18年6月30日に退職しているのに、資格喪失日が同年6月30日となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳から、申立人は平成18年6月30日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における申立人の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる報酬月額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が平成18年6月30日に退職したにもかかわらず、資格喪失日を同年7月1日として届出すべきところを誤って同年6月30日として届出したと認めている上、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもか

かわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1391

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係る標準賞与額を45万3,000円、申立期間②に係る標準賞与額を47万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成19年6月25日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していないこと、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（28 万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 28 万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで  
申立期間に係る標準報酬月額が、給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る被保険者報酬月額算定基礎届に基づく平成元年度算定基礎届標準報酬月額決定通知書から、決定後の標準報酬月額は 28 万円であることが確認できる上、B健康保険組合から提出された被保険者台帳においても、28 万円であることが確認できる。

また、申立人より提出された申立期間に係る社会保険料個人宛通知書や給与内訳表から、28 万円の標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 28 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月9日から20年8月16日まで

学校を卒業後、A社に入社し、2か月ほど訓練を受け、昭和19年6月からB丸に乗船し、船員全員が徴用軍属になり、終戦を迎えた。しかし、船員保険の加入記録では2か月しかないので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は船員手帳を所持していないが、B丸の船員保険被保険者名簿から昭和19年6月19日資格取得し、同年8月9日資格喪失していることが確認できるものの、これ以後の記録は見当たらなかった。

また、C省D局E室が保管する資料によれば、「陸軍徴用船名簿等」及び「機帆船・漁船乗組人員名簿」には、「B丸」の記録は無い上、F会が昭和23年11月に発行した「喪失船舶一覧表」にも「B丸」の記録は無い。

さらに、B丸の船員保険被保険者名簿によると、記載されている被保険者全員が昭和19年8月中に資格喪失している上、申立人が氏名を挙げた同僚は他界しており、ほかの同僚も基礎年金番号に記録が統合されていないため連絡先が不明であり、申立ての事実に係る供述等を得ることができなかった。

加えて、法務局へ照会したところ、「保存期間を経過しているため資料は破棄した。」との回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、戦時加算該当船舶名簿によれば、B丸の加算区域航行期間は、昭和19年5月25日から同年8月6日までとなっていることが確認できる。

なお、F会は、戦時海運管理令に基づき設立された日本の海運統制組織で

あり、昭和 25 年で解散しているため B 丸について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1394 (事案 614 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 24 日から 38 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 10 月 7 日から 39 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 26 日まで

前回の申立てについては、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けたが、結婚のため昭和 42 年 4 月に A 社を退社後、同年 6 月に病気のため入院、43 年\*月には出産をしている。また、当時は、交通の便が悪かった所に居住していたこともあり、社会保険事務所(当時)に脱退手当金の受給手続きに行くことはとてもできなかったため、絶対に脱退手当金は受け取っていない。

再申立てするので、もう一度調査し、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によると、社会保険事務所は、昭和 42 年 5 月 8 日に請求を受理、同年 7 月 24 日に支給決定、同年 8 月 7 日に支払をしていることが確認できること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の 42 年 8 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 8 日付け年金記録の訂正

は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料、情報を提出することなく、「結婚のため昭和 42 年 4 月に A 社を退社後、同年 6 月に病気のため入院、43 年\*月には出産をしており、当時は、交通の便が悪かった所に居住していたこともあり、社会保険事務所に脱退手当金の受給手続きに行くことは絶対に無い。」と主張しているが、脱退手当金裁定請求書と共に退職所得の受給に関する申告書が提出されており、その申告書の通算老齢年金制度に関する意見欄の、「私は通算老齢年金制度を承知しているが、従来通り脱退を希望する」欄には、請求者として申立人の署名が確認できる。

また、A 社の元事業主は、代理請求については、当時の資料が無く不明と回答しているが、脱退手当金が支給された申立期間①、②及び③における申立人の厚生年金保険記号番号は同一である上、申立期間当時、同社に勤務しており、脱退手当金を受領している同僚の供述等から判断すると、事業主による代理請求が行われていた可能性も考えられること等から、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月14日から28年10月6日まで  
② 昭和28年10月7日から29年3月12日まで  
③ 昭和29年5月26日から同年8月15日まで  
④ 昭和29年8月16日から32年3月21日まで

私は、A社を結婚により退職した。申立期間について脱退手当金を支給されたことになっているが、請求手続をした記憶も脱退手当金を受領した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり資格喪失後6か月以内に再就職していない者34人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、22人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、A社を退職後、長期間にわたり国民年金及び厚生年金保険の被保険者期間を有していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の翌月の昭和32年4月1日に支給

決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 28 日から 4 年 4 月 1 日まで

A社へ平成元年 10 月に入社し、5 年 4 月に退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録では、3 年 2 月 28 日から 4 年 4 月 1 日までの期間が未加入となっている。健康保険証についても返した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び労働基準監督署発行の認定通知書により、申立人が申立期間にA社で継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が平成 3 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に再度適用事業所となった年月日は、4 年 4 月 1 日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所の元役員であった者に照会したところ「経営状態が悪かったので、会社は厚生年金保険に加入するのをやめ、1 年後に再度加入した。当時の資料は無いが、その間の厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」との回答があった。

さらに、当時の事業主に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係るオンライン記録によると、申立人は平成元年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、3 年 2 月 28 日に資格喪失し、健康保険被保険者証についても、同年 7 月 29 日に返納されており、その後、4 年

4月1日にA社が再度厚生年金保険の適用事業所となった際に、新たな事業所整理記号と被保険者整理番号により資格取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月 3 日から 56 年 10 月 10 日まで  
② 昭和 56 年 10 月 12 日から 58 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際より低いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①において、申立人から提出された給与支払明細書によると、申立人の主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出された申立期間①の一部に係る給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できる。

申立期間②において、申立人から提出された給与支払明細書によると、申立人の主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所へ届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出された申立期間②に係る給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1398

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から22年9月まで  
昭和13年3月にA校卒業後、同年4月よりB社に入社し、22年9月まで勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった履歴書には、B社へ昭和13年4月に入社と記載されているものの、退社日に係る記載が無い。

また、C県が発行した軍歴証明書により、申立人は、昭和16年1月10日に軍隊に入営し、22年7月25日に復員していることが確認できる。

当時、厚生年金保険法第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

しかし、B社の健康保険被保険者名簿において、同事業所が昭和19年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを表す「19.10.1全喪」との記載がある上、同名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の同事業所における被保険者資格の喪失日は「昭和19年10月1日」と記載されていることが確認できる。

さらに、B社は昭和22年4月に再度厚生年金保険の適用事業所となっているが、被保険者名簿を確認したものの、同日以降に資格取得している者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月頃から 34 年 4 月頃まで  
② 昭和 34 年 10 月頃から同年 12 月頃まで  
③ 昭和 39 年 8 月頃から 40 年 1 月 30 日まで

私は、中学校を卒業後、A市にあるB社へ入社したが、勤務期間中に病気になりC県の病院へ入院した。その時は健康保険に加入していた。また、昭和34年10月から同年12月までD社（現在は、E社）で勤務したが、年金記録は空白となっている。さらに、39年8月から40年1月まで合板会社に勤務したが会社名を覚えていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会したものの、同名称の法人登記の記録は無かった。なお、申立人が記憶している事業所の所在地、名称、事業主名が類似している事業所があったことから、同事業所の閉鎖登記簿謄本に記載された当時の役員に照会したが、所在が判明しない上、オンライン記録によると、同事業所も厚生年金保険の適用事業所として確認できなかった。

また、オンライン記録によると、A市内に類似した名称の事業所があったが、同事業所は昭和35年12月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる。

申立期間②について、当時、D社で勤務していた複数の同僚に照会したも

の、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について確認できる供述を得ることはできなかつた。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてE社に照会したものの、不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた。

申立期間③について、申立人は事業所名称を不明としているが、雇用保険の加入記録によると、F社において昭和39年8月25日資格取得、平成2年12月23日離職となっていること、昭和40年1月30日から50年6月10日までの期間においてG社の厚生年金保険被保険者となっていること、同年6月10日から平成2年12月24日までの期間においてはF社の厚生年金保険被保険者となっていることから判断すると、申立期間③についてはG社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時、G社で勤務していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について確認できる供述を得ることはできなかつた。

また、G社は昭和57年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法務局に照会したところ、当該名称の法人登記の記録は無かつた上、当時の事業主は既に他界しているため、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかつた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1400

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月10日から12年1月1日まで

私は、平成12年1月1日にA社を退職するまで、給料から厚生年金保険料を控除されていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA社において申立期間に勤務していたことが確認できる。

しかし、旧厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）では被保険者の資格に年齢制限はなかったが、昭和61年4月1日から国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）が施行され、申立期間において厚生年金保険被保険者となれるのは、適用事業所に使用される65歳未満の者と定められているところ、オンライン記録では、申立人は平成6年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、9年\*月\*日に65歳到達を事由に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立人は申立期間に給料から保険料が控除されていたとしているが、この期間、申立人は、65歳以上になっており、厚生年金保険の被保険者とならない期間であることから、健康保険に係る保険料であることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1401

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に継続して勤務していたにもかかわらず、途中で厚生年金保険の記録に空白期間があることを、年金事務所の回答を受けて初めて知った。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は、平成 3 年 3 月 27 日に設立され、8 年 6 月 1 日に商法等の一部を改正する法律（平成 2 年法律第 64 号）附則第 19 条第 1 項（有限会社が最低資本金に達しない場合の措置等）の規定により解散した後、同年 9 月 5 日に新たに設立されていることが確認できる上、3 年 3 月 27 日から 8 年 6 月 1 日までの期間について、申立人は同社の監査役であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が平成 8 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に再度適用事業所となった年月日は、同年 11 月 1 日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、A社は平成 13 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同社の元代表取締役等に照会したところ、「最低資本金制度に抵触するため、一度会社を解散し、新たに設立した。」との供述があった上、オンライン記録により、同人の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、6 年 11 月 15 日から 8 年 11 月 1 日まで厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人が平成 8 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した際に、申立人の健康保険証が同年 4 月 8 日に回収されている

ことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。